

愛西市介護支援専門員研修受講支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護サービス事業所における人材の定着及び介護サービスの質の向上を図るため、市内の介護事業所に所属する介護支援専門員又は主任介護支援専門員が受講する研修に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、愛西市補助金等交付規則（平成17年愛西市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象とする事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所を有する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービスを行う者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が雇用する介護支援専門員又は主任介護支援専門員が受講する別表に掲げる研修の受講料（以下「受講料」という。）に対して補助する経費のうち、次に掲げるものに限る。

(1) 補助対象事業者が研修機関に支払った受講料

(2) 研修受講者が研修機関に支払った受講料に対して、補助対象事業者が研修受講者に補助した額

2 前項の研修は、愛知県内で実施されるものであって、修了の日が補助金の交付を申請する年度に属するものとする。

(補助金の額)

第4条 交付する補助金の額は、補助対象経費の額に8分の3を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別表の研修を修了した日から起算して30日を経過した日又は修了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、愛西市介護支援専門員研修受講支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修の内容及び経費が分かる書類
- (2) 研修を修了したことが分かる書類
- (3) 補助対象事業者が補助対象経費を支出したことが確認できる、次に掲げるいずれかの書類

ア 第3条第1項第1号に該当する場合は研修機関が発行した領収書等

イ 第3条第1項第2号に該当する場合は受領確認書(様式第2号)

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、愛西市介護支援専門員研修受講支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、適当でないとき愛西市介護支援専門員研修受講支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた事業者(以下「交付決定事業者」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、愛西市介護支援専門員研修受講支援事業補助金請求書(様式第5号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (3) 交付決定事業者が補助した額について、研修受講者から返還が生じたとき。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条・第5条関係）

研修区分
介護支援専門員実務研修
介護支援専門員更新研修
介護支援専門員専門研修
介護支援専門員再研修
主任介護支援専門員研修
主任介護支援専門員更新研修